

令和6年度海洋プラスチックごみ対策普及啓発事業業務委託 企画提案募集要項

1 事業の目的

海洋ごみの多くを占めるプラスチックごみについては、海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、国際的に関心が高まり、地球規模の課題となっている。

これまで県・市町村や様々な民間団体が海洋プラスチックごみの回収・処理・発生抑制に取り組んできたが、海洋ごみは日常生活に起因することが多いとされており、本県の特徴ある環境を守る観点からも、県民に対して理解を促進することは重要となっている。

そのため、本事業を通じ、県民の海洋プラスチックごみ問題への理解促進、発生抑制のためのさらなる当事者意識の醸成を図る。

2 業務委託の内容

(1) 委託業務の内容

令和6年度海洋プラスチックごみ対策普及啓発事業業務委託仕様書（案）のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(3) 委託料

業務を行うために必要な全ての経費とし、1,554千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 応募参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと及び暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下でないこと。

4 応募方法

(1) 提出書類

① 参加申込書（様式1）

企画提案への参加希望者は、② 参加資格確認申請書を添えて、7月19日（金）午後5時までにE-mailで提出すること。なお、送信後に必ず電話確認を行うこと。

② 参加資格確認申請書（様式2）

③ 企画提案応募申込書（様式3）

④ 法人等調書（様式4）

⑤ 誓約書・役員等名簿（様式5）

⑥ 業務実績調書（様式6）

⑦ 企画提案書（任意様式）

次の内容を記載すること。

事業項目	企画提案事項
啓発イベント ^(※) の開催	イベントの内容, 実施回数, 実施時期, 想定する対象者, 周知方法・参加者の募集方法等
啓発グッズの配布	グッズの内容, 配布方法 (例えばボールペンの場合には1,000個程度を想定。ただし, 啓発効果を考慮し, 種類・個数が変動しても差し支えない。)
リーフレットの作成・配布	記載内容, 記載内容の監修, 使用方法 (啓発グッズの個数+500部程度を想定。グッズと同時配布分+海岸を有する県内39市町村への配布分(10部ずつ)+予備分110部)
その他	事業効果をより高めるための周知方法 (広報媒体を活用した啓発等)

※ 連休等の期間中に、多くの来場者が見込まれる場所において、児童・生徒やファミリー層など幅広い世代の県民が楽しみながら海洋プラスチックごみ問題についての理解を深めていただく、次のような体験活動等のイベントを想定。

ア 本県の地理的な特徴を体感しながら、海洋プラスチックごみの実態や本県の特徴との関連性を学ぶための、廃プラスチックを利用した取組などを行っている民間の団体の方を講師に迎えた環境学習会などの

開催

イ 海洋プラスチックごみ問題について楽しく理解を深めることができるアクティビティ（クイズ大会，スポーツごみ拾い，回収したごみを使用したアクセサリ雑貨の製作など）の実施

ウ 海洋プラスチックごみ問題の啓発のための芸術作品やポスター等の発表・展示

⑧ 実施体制（任意様式）

本業務を実施するに当たっての人的体制（責任者及び担当者の氏名，役職，経験年数，業務分担内容等）を示すこと。

⑨ 経費積算書（任意様式）

経費の総額及び内訳が分かるものとする。

(2) 提出部数及び提出期限

提出書類	提出部数	提出期限
① 参加申込書（様式1）	1部	7月19日（金）午後5時（必着）
② 参加資格確認申請書（様式2）		
③ 企画提案応募申込書（様式3）	1部	7月31日（水）午後5時（必着）
④ 法人等調書（様式4）		
⑤ 誓約書・役員等名簿（様式5）		
⑥ 業務実績調書（様式6）	5部※	
⑦ 企画提案書（任意様式）		
⑧ 実施体制（任意様式）		
⑨ 経費積算書（任意様式）		

※ 5部提出のものについては，うち4部は写し可。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

ただし，郵送は簡易書留等配達記録が可能な手段のみとする。

(4) 提出先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県行政庁舎13階

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課

E-mail : emippan@pref.kagoshima.lg.jp

(5) その他

- ① 提出された企画提案書は，返却しない。
- ② 企画提案書は，実施団体の選定等に必要な範囲において複製することがある。
- ③ 企画提案書の著作権は，応募団体に帰属する。
- ④ 採用された企画提案書の使用権は，鹿児島県に帰属する。
- ⑤ 企画提案書の作成に要する経費は，応募団体の負担とする。
- ⑥ 提出後における企画提案書類の撤回，内容の修正又は再提出は認めない。

5 スケジュール（予定）

企画提案募集開始	令和6年 月 日（ ）
質問受付期限	令和6年7月10日（水）
質問回答公表	令和6年7月16日（火）予定
参加申込書提出期限	令和6年7月19日（金）午後5時（必着）
企画提案書等提出期限	令和6年7月31日（水）午後5時（必着）
選考結果通知	令和6年8月上旬
県及び採択団体の打合せ	令和6年8月上旬～中旬
委託契約締結	令和6年8月中旬
事業実施	委託契約日～令和7年3月31日（月）

6 委託予定事業者の選定

- (1) 審査・選考方法
書類審査により，選考・決定する。
- (2) 提案内容等の確認
審査の過程で，提案内容等に不明な点があれば，電話等で確認することがある。
- (3) 実施条件
選考に当たっては，実施方法や事業費等について，条件を付す場合がある。
- (4) 選考結果
選考結果は，全ての応募団体に対し文書で通知する。

7 審査基準

- (1) 的確性
 - ① 啓発イベント

- ・ 具体の体験活動を通じて、海洋プラスチックごみの発生抑制のための当事者意識の醸成が図られるものとなっているか。
- ・ 家族又は小・中学生が参加しやすい内容となっているか。
- ・ イベント外でも引き続き意識の醸成が図られるよう、NPO法人などの環境活動を行っている団体や地域団体（学校，PTA，自治会等）などと連携が図られているか。

② 啓発グッズ・リーフレット

意識の醸成がより効果的に図られるような工夫がなされているか。

(2) 実現性

① 企画内容，スケジュール等からみて適切な実施が可能か。

② 人的体制等の実施体制は，企画内容の遂行に十分なものであるか。

(3) 妥当性

事業費の積算が提案内容に対し妥当なものであるか。

(4) 総合性

企画全体を通じて総合的に評価する。

7 応募に係る質問

本業務に係る質問がある場合は，7月10日（水）までに質問書（様式7）をE-mailで提出すること（電話による質問は受け付けない）。なお，送信後には必ず電話確認を行うこと。

質問に対する回答は，7月16日（火）（予定）までに質問者に対してE-mailで回答する。また，質問者の特殊な技術，ノウハウ等に関する情報であって，質問者の権利，競争上の地位，その他正当な利益を害するおそれのあるものと県が認めたものを除き，県ホームページでも公表する。

8 契約の締結等

(1) 企画案採択後の協議

企画提案書が採択された応募団体（以下，「実施団体」という。）は，県と協議の上，委託業務に係る仕様を確定する。

なお，協議の結果，提案内容・経費の一部を変更する場合がある。

(2) 契約の締結

県と実施団体は，鹿児島県契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

(3) 契約締結の取消し

次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- ① 委託予定事業者が、契約の締結に応じないとき。
- ② 委託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実でないおそれがあるとき。
- ③ 契約締結までに、本要項3に定める要件を満たさなくなったとき。
- ④ その他、委託予定事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能又は不適當となるような事情が生じたとき。

9 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で、他の公募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、又は取りやめることができる。

10 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書類は、本業務おける委託予定事業者の選定以外の目的で使用しない。
- (3) プロポーザルに係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- (4) 本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (5) 企画提案書類の提出以降、契約締結までの間にこの手続に参加した者が、鹿児島県が定める物品または役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年3月28日告示第416号）に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約の締結をしないことがある。この場合において、鹿児島県は一切の損害賠償を負わない。
- (6) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (7) 選定の過程や審査結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき対応する。
- (8) イベントの開催に当たっては、感染症予防対策等について配慮し、適正な実施に

努めること。

11 連絡先及び提出先

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課 担当：下田
〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県行政庁舎13階

電話：099-286-2596 FAX：099-286-5545

E-mail：emippan@pref.kagoshima.lg.jp